

# プレハブ施設利用規約

## 1. 利用手順について

- ①プレハブ施設の利用事務手順にあつては、別に定める事務要領に従うこと。
- ②手順のあらまし（手続きは（公社）群馬県サッカー協会にて行う。）  
・利用申込 → ・利用承認 → ・鍵の貸与 → ・利用 → ・鍵の返却

※申込は、メール・FAX・郵送のいずれかにてお願いします。承認後、鍵の貸し出しは協会にて行います。

## 2. 利用にあつての注意事項について

- ①テーブル、椅子、パーテーション等付属設備の準備及び原状回復は利用者側でお願いします。  
なお、それらに要する時間は利用時間に含まれます。
- ②緊急時を除き、安全確保のため施設内に過度の人数を収容しないでください。
- ③施設内での火気の使用を禁止します。（カセットコンロ等を含む）
- ④施設内での寄付、販売行為等を行わないでください。
- ⑤施設内は原則として土足厳禁です。外履き（スパイクを含む）は出入口で脱いで入室してください。  
なお、特別に室内に靴置き場等を設置した場合はこの限りではありません。
- ⑥施設内外の壁、ガラス、柱等にむやみに張紙をせずに必要最小限にしてください。
- ⑦不必要な電気消費を減らすため、照明・エアコン等の節電にご協力願います。
- ⑧施設内では、騒音を出さないでください。また、他に迷惑となる行為を行わないでください。
- ⑨施設内の過度な汚損や破損等は利用者の負担にて原状回復をしてください。
- ⑩使用後は、忘れ物・ゴミ等がないか確認のうえ、備え付けの清掃用具等で清掃してください。  
なお、清掃は利用時間内に行ってください。
- ⑪施設の利用に伴い排出したゴミ及び飲食した弁当・飲料の容器等については、必ず持ち帰るか利用時間内に納入業者に引き取りをするよう手配願います。

## 3. 鍵の管理について

- ①鍵の貸し出しについては、事務要領に従うこと。
- ②鍵の使用・管理については、届出の団体代表者および利用責任者が責任をもって管理してください。
- ③鍵の使用は利用承諾書で認められた利用時間内になります。
- ④鍵を破損した場合には、利用者の負担にて原状回復していただきます。
- ⑤鍵を紛失した場合には、利用者の負担にてシリンダー交換をしていただきます。
- ⑥利用終了後は、速やかに返却願います。

## 4. 緊急時の対応について

- 当施設は緊急避難所の役割も有しています。  
雷、豪雨、突風等の被害が見込まれるときに、緊急避難所として利用いたします。
- ①安全に避難できるよう、相互に協力してください。
- ②利用団体代表者または利用責任者の指示に従い行動してください。

## 5. 利用に際しての問合せ先について

〒371-0854 群馬県前橋市大渡町1-10-7  
公益社団法人 群馬県サッカー協会 電話027-256-7258 FAX027-256-7298  
Eメール shinsei@gunma-fa.com

・本規約は2019年12月1日から施行する